

☆*****☆

ニッセイメール配信サービス（メルマガ）

【メルマガ内容】

DB基金（ ） DB規約（ ） DC（ ）
厚年基金（ ） 会計基準（ ） その他（○）

【タイトル】「資産運用立国実現プラン」の公表について

☆*****☆

平素より当社社業につき格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

政府は2023年12月13日、「資産運用立国実現プラン」を公表しました。これは、同日開催された第4回資産運用立国分科会にて、取りまとめられたものです。

「資産運用立国実現プラン」のうち、企業年金に関する記載について、ご案内いたします。

・資産運用立国実現プラン（内閣官房 HP）

https://www.cas.go.jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/bunkakai/sisanunvou_torimatome/plan.pdf

・第4回資産運用立国分科会（内閣官房 HP）

https://www.cas.go.jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/bunkakai/sisanunvou_dai4/index.html

■資産運用立国実現プラン（内閣官房 HP 掲載資料を基に記載）

4. アセットオーナーシップの改革

(1) アセットオーナー・プリンシプルの策定

<施策>

アセットオーナーの運用・ガバナンス・リスク管理に係る共通の原則（アセットオーナー・プリンシプル）を2024年夏目途に策定する。その際、以下の企業年金の改革に記載された項目のうち、資産運用立国分科会において議論されてこなかった公的年金や共済組合等の他のアセットオーナーに共通する課題についても検討し、その結果をアセットオーナー・プリンシプルに盛り込む。

(2) 企業年金の改革

- 企業年金の役割を最大限発揮し、企業年金の加入者等の利益を最大化するためには、企業年金の運用力の向上に向けた取組を進めていくことが重要である。
- 企業年金については、資産運用立国分科会にて積極的に議論がなされ、その結果を以下の企業年金の改革として記載する。なお、そのことをもって企業年金が他のアセットオーナーと比して課題が多いということを示すものではない。また、企業年金は、退職給付制度の1つであり、その内容は、企業ごとに労使で決定されており、最適解は企業毎に異なる点に十分留意する必要がある。

①DBの改革

(ア) 資産運用力の向上

<課題等>

- ・全体の9割以上を100億円未満のDBが占めており、そうした小規模なDBにおける受託者責任の徹底や専門性の向上について、課題が指摘されている。また、DBが1つの金融機関（総幹事会社）に運用業務を委託することは、効率性の観点から否定されるものではないが、他の運用受託機関との比較を行い必要に応じて見直しを行うことも重要である。

<施策>

- ・加入者の最善の利益を勘案しつつ誠実かつ公正に業務を遂行するため、DBに対して、運用力の向上や受託者責任の普及啓発に向けて、資産運用に関する研修・情報提供を通じた人材育成等の取組を推進することや、DBが契約の形態如何に関わらず、定期的に総幹事会社を含めた運用委託先を評価し、必要に応じて運用力次第で委託先を変えるなどの見直しを促進することについて、ガイドラインを改定するなど、必要な方策を講じる。

(イ) 共同運用の選択肢の拡大

<課題等>

- ・小規模なDBが効率的な運用を行うにあたっては、既に民間金融機関において合同運用のスキームが整備されているところであるが、同じアセットオーナーの立場にある企業年金連合会による共同運用事業等に参画することは、受託者責任・専門性の観点からも、有用と考えられる。
- ・一方で、総合型企業年金基金については、事業主が運営の実施主体であるという意識が低くなりやすい等の課題が指摘されていることから、ガバナンスの強化が図られてきた。

<施策>

- ・より多くの小規模なDBが適切な形で共同運用事業等を活用できるよう、信託銀行を含む金融機関等と適切な連携を行った上で、ガバナンスのあり方を考慮

しつつ、選択肢の拡大を含めて、企業年金連合会による共同運用事業の発展等に向けた取組を促す。

(ウ) 加入者のための運用の見える化の充実

<課題等>

- ・DBの情報については、既に加入者に対して周知されているが、運用受託機関・事業主・加入者間における情報の非対称性について指摘がなされており、加入者の最善の利益のために、事業主と加入者等が、運用の方針等を含めDB制度の必要な見直しを行うにあたって、他社と比較できるよう、見える化を進めていくことが有用である。その際、運用受託機関においても、事業主に対する円滑な情報提供を行うことが重要である。

<施策>

- ・DBについて、前述の運用成果の意味の周知や、運用状況や専門人材の活用に係る取組状況を含む情報の他社と比較できる見える化（情報開示）を行う。その具体的な方策については、規模等の状況にも配慮し、厚生労働省が情報を集約し公表することも含めて、次期年金制度改正に関する結論と併せて（2024年末）、結論を得る。実施は次期年金制度改正時に行う。なお、可能な対応については、これを待たずに、順次実施していく。

②企業型DCの改革

(ア) 適切な商品選択に向けた制度改善

<課題等>

- ・適切な運用の方法の選定にあたっては、物価や賃金が上昇している経済環境を踏まえると、インフレリスク（将来の実質的な購買力を確保できない可能性）を十分考慮する必要があるが、現状では元本確保型のみで運用している加入者が約3割である。
- ・また、企業型DCの運営の効率化や運用コストの削減に向けて、企業型DC業務の一部を共通化するなどの取組を進めるべきとの指摘もある。

<施策>

- ・労使合意に基づき指定運用方法の投資性商品への変更や運用商品の商品構成の改善など運営管理機関・事業主・加入者本人の各段階において運用の方法の適切な選択がなされるよう、関係者と連携し、指定運用方法や運用商品の構成等に係る情報の見える化（情報開示）、継続投資教育、取組事例の横展開等の取組を促進するなどの方策を講じる。その際、例えば、物価が上昇する市場環境下において元本確保型商品を指定運用方法として採用する際のリスクをより丁寧に説明するとともに、必要に応じて運用商品の構成の見直しを行うよう、事業主に促すことが考えられる。

(イ) 加入者のための運用の見える化の充実

<課題等>

- ・企業型 DC の運用の方法等については、既に参加者に対して通知されているが運用の方法を比較しにくい等の指摘がある。参加者の最善の利益のために、他社や他の運営管理機関との比較の視点も含めて、事業主と参加者等が、適切に運用の方法を比較・選定できるよう見える化を進めていくことが有用である。

<施策>

- ・事業主ごとの運用の方法のラインナップや運用状況等を含む情報の他社と比較できる見える化（情報開示）を行う。その具体的な方策については、厚生労働省が情報を集約し公表することも含めて、次期年金制度改正に関する結論と併せて（2024 年末）、結論を得る。実施は次期年金制度改正時に行う。なお、可能な対応については、これを待たずに、順次実施していく。

③企業年金を含む私的年金の更なる普及促進

<施策>

- ・新たな認可法人となる「金融経済教育推進機構」が設立される見込みであるところ、本機構は関係省庁と連携し、政府横断的に私的年金の広報を行うこととする。具体的には、企業型 DC 実施企業を含む職域での従業員向け教育の支援（講師派遣事業）のほか、企業年金や個人型確定拠出年金（iDeCo）を含む私的年金に関する広報活動を展開していく。

なお、資産運用立国実現プランにおいて示された各施策については、内閣官房等において、2024 年 6 月をめどに進捗状況を確認する、とされております。

■金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」・「資産運用に関するタスクフォース」報告書の公表について

第 4 回資産運用立国分科会においては、「金融審議会 市場制度ワーキング・グループ・資産運用に関するタスクフォース報告書」が報告されました。これは、2023 年 11 月 22 日に開催された金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」（第 25 回）・「資産運用に関するタスクフォース」（第 4 回）の合同会合にて報告書（案）が説明されていたもので、微修正等を経て 12 月 12 日付で正式に公表がなされていたものです。

企業年金に関する内容については、報告書（案）より大きな変更はありません。

- ・金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」・「資産運用に関するタスクフォース」報告書の公表について（金融庁 HP） https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20231212.html
- ・メルマガ 2023.11.24 金融審議会「市場制度ワーキング・グループ」（第25回）・「資産運用に関するタスクフォース」（第4回）合同会合の開催について
https://www.sa.nissay.co.jp/media/info2023/magazine/n394_nenkin_magazine_20231124.pdf

*****メール配信サービス（年金NEWS・メルマガ）*****

運営：日本生命保険相互会社

〒100-8288 東京都千代田区丸の内 1-6-6 日本生命丸の内ビル

団体年金部 団体年金コンサルティンググループ

TEL 03-5533-5572

E-mail kikinmadoguti@nissay.co.jp

日本-年基-202312-170-0386-D